

○建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百七十七号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備とすることとする。</p>	<p>通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備の構造方法とする。</p>